

令和5年8月7日

令和5年台風第6号の影響による停電に伴う被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和5年台風第6号の影響による停電に伴う被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、可能な限り迅速なお支払いを致します。

2. 継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

3. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口 **0120-965-508**

※ 受付時間：10時～17時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用市町村		法適用日
沖縄県	那覇市（なはし） 宜野湾市（ぎのわんし） 浦添市（うらそえし） 名護市（なごし） 糸満市（いとまんし） 沖縄市（おきなわし） 豊見城市（とみぐすくし） うるま市（うるまし） 宮古島市（みやこじまし） 南城市（なんじょうし） 国頭郡国頭村（くにがみぐんくにがみそん） 国頭郡大宜味村（くにがみぐんおおぎみそん） 国頭郡東村（くにがみぐんひがしそん） 国頭郡今帰仁村（くにがみぐんなきじんそん）	令和5年8月1日

<p> 国頭郡本部町（くにがみぐんもとぶちょう） 国頭郡恩納村（くにがみぐんおんなそん） 国頭郡宜野座村（くにがみぐんぎのぞそん） 国頭郡金武町（くにがみぐんきんちょう） 国頭郡伊江村（くにがみぐんいえそん） 中頭郡読谷村（なかがみぐんよみたんそん） 中頭郡嘉手納町（なかがみぐんかでなちょう） 中頭郡北谷町（なかがみぐんちやたんちょう） 中頭郡北中城村（なかがみぐんきたなかぐすくそん） 中頭郡中城村（なかがみぐんなかぐすくそん） 中頭郡西原町（なかがみぐんにしはらちょう） 島尻郡与那原町（しまじりぐんよなばるちょう） 島尻郡南風原町（しまじりぐんはえばるちょう） 島尻郡渡嘉敷村（しまじりぐんとかしきそん） 島尻郡座間味村（しまじりぐんざまみそん） 島尻郡南大東村（しまじりぐんみなみだいとうそん） 島尻郡伊平屋村（しまじりぐんいへやそん） 島尻郡伊是名村（しまじりぐんいぜなそん） 島尻郡久米島町（しまじりぐんくめじまちょう） 島尻郡八重瀬町（しまじりぐんやえせちょう） </p>	
---	--

詳細については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上